

ソヴェート同盟の價格制度

野々村 一雄

目次

I 問題

II 工業製品の價格

(1) 小賣價格と卸賣價格

a 小賣價格

b 卸賣價格

(2) 價格の構成要素

a 原價

b 利潤

c 取引税

d 商業費用

III 農業製品の價格

(1) 調達價格、買付價格および農産品の卸賣價格

a 調達價格

b 買付價格

c 農産品卸賣價格
(2) コルホーズ市場價格

I 問題

資本主義經濟に關するブルジョア科學は、ある意味では、價格と利率とに關する分析を中心としてうごいてゐるように見える。その點は、ここで、いろいろの典據をあげてみせるまでもなく、多くの専門家の承認をえるであらう。ところで、このようなアプローチが、社會主義經濟に關する説明に類推的に導入されて、そこで多くの誤解をひきおこしている。たとえば、一九二〇年代以降の計畫經濟論争⁽¹⁾ひとつをとってみても、經濟の計畫化における價格のバロメーター機能の評価から、計畫經濟

の不可能や困難性がひきだされていることは周知の通りである。(これに對して、ソヴェート經濟における計畫化の可能性を積極的に主張する人々は、社會主義經濟としてのソヴェート經濟内部における價格の意義の分析から、その議論を出發させねばならなかった。ソヴェート計畫經濟を擁護したドップやスウィージの計畫經濟論は、そのような種類のものではつた⁽²⁾)。同様のブルジョア的態度は、取引税の取扱ひについてもみられる。

私の以下の小論は、このような狀況にうながされて書かれたものであるが、右のようなアプローチそのものについての、あるいはまた、ソヴェート價格の本質についての、批評や分析ではない。ここでは、私は、私の主題を、専ら、ソヴェート價格制度に限った。ソヴェート商業機構、ソヴェート價格の變動およびソヴェート價格の本質についての分析は、私の議論のらち外におかれた。その理由は、ひとつには、私自身の非力についての反省からであり、更には、このように廣汎な問題は一步一歩片附けて行く方がいいという警戒心からでもある。私は、ここで、まず、ひとくちにソヴェート價格といわれ

ソヴェート同盟の價格制度

るもののなかに、どれだけの種類があるかを明らかにし、更にはまた、右に言及した取引税をも含めたソヴェート價格の諸構成要素とそれら相互間の關係とを明らかにしよう⁽³⁾とつとめた。これは、それについての説明が充分に與えられたにしても、それでも、たしかに「初歩的」という意味においての *elemental* な作業でしかない。しかし、私は、——やや勢いこんで言うことを許されるならば——この論議が、經濟學的に意味ある全論議の最初に來るものとして *elemental* (初歩的) であると同時に、もしこの點の正確さを缺くならば、ソヴェート經濟について展開される全論議の科學性が保證されえないという意味でも *elemental* (基本的) であると思つてゐる。

ところが、勢いこんで、そこまで言つてしまわなくても、ソヴェート價格制度の考證には、資本主義諸國の價格制度の吟味とは一應別の意義があることは、容易に言ひうろと思う。というのは、ソヴェート價格は、のちにものべるように、計畫價格であり、需給關係の影響を直接にはうけないようになっていて、その意味からいふと、價格の決定や價格の變化について、制度的要因はき

一橋論叢 第三十三卷 第一號

わめて大きな意味をもっているからである。この點は、私が、ソヴェート價格について、まずその制度的側面を問題にする主たる理由である。

- (1) ここで私が指しているのは、いうまでもなく、一九二〇年頃以降、ソヴェート同盟の社會主義を萌芽のうちに望みみたブルジョア經濟學者の側から出された、「計畫經濟、不可能論」としてのいわゆる經濟計算論 (Theorie der Wirtschaftsberechnung; the theory of economic calculation) であり、その代表者は、ミース (Ludwig von Mises)、ウェーバー (Max Weber)、ブルツクス (Boris Bratskus)、ハイエク (F. A. Hayek) などである。その批判的紹介は、スウィーージー『社會主義 (Socialism) (一九四九年)』の第三篇の内容を成しており、また、その忠實な紹介と文獻誌は、山田雄三『計畫の經濟理論』(一九四二年)、『資本主義經濟計畫と社會主義經濟計畫』(増訂版、一九五一年)および佐藤豊三郎『計畫經濟論』(一九五二年)などにある。
- (2) Cf. Maurice Dobb, *Soviet economic development* since 1917, London 1948, Chap. I.; Paul Sweezy, *Socialism*, 1949, Pt. 3.
- (3) 實際には、紙數の關係上、第一の問題だけに限らざるをえなかつた。第二の問題については、別の機會を待つことにしたい。

II 工業製品の價格

(1) 小賣價格と卸賣價格

a 小賣價格

「國民やコルホーズが國營および協同組合經營の小賣商業から商品を獲得する場合の最終的價格——これが、國家小賣價格 государственные розничные цены である。」⁽⁴⁾ ここでいわれている國家小賣價格 государственные розничные цены staatliche Einzelhandelspreise は、まず、單一價格 единые цены であり、計畫價格である。⁽⁵⁾ 價格の計畫化についての現行制度がおこなわれるようになったのは一九三〇—三五年以後である。それまでは、最高價格 Höchstpreise および最高商業費用 Höchst-handelsspannen を政府が決定し、商業機關はそれに從つて取引をおこなってきた。一九三〇年に、全小賣商業取引の四分の三が國營および協同組合企業に集中した。この事實と、一九三〇年の稅制改革(一九二九年十二月五日、黨中央委員會決定、一九三〇年九月二日實施)および同年の銀

行制度改革とにもとづき、一九三〇—三五年に價格は計畫化された。現行制度の基礎は、その期間につくられた。

現行價格制度の基礎がおかれた一九三〇—三五年は、また、同時に、第一には、社會主義經濟制度の確立期であり、第二には、配給制度廢止の時期である。ここでは、比較的よく知られている第一の點をひとまず措いて、第二の點について、略述しておこう。戰時共產主義期（一九一八—一九二〇）の配給制度以後、配給制度が再實施されたのは一九二八年であるが、一九二九年には配給外商業 *комерческая торговля*；*Kommerzhandel* が實施され、一九三二年には配給制の範圍が縮小され、自由市場が公認された。一九三三年には四〇％の價格引き下げがなされ、一九三四年には價格引き下げとともに、配給制の廢止が行われた。右の配給制廢止とともに、現行價格制度が確立されたのである。（なお、價格引き下げについていえば、一九三五年に四七％の價格引き下げが、一九三六年に三五％の價格引き下げが、一九三七年七月には五一—一六％の工業製品の價格引き下げが行われたという。）以上を一言にしようと、ソヴェート政權が、社

ソヴェート同盟の價格制度

會主義工業化に成功し（一九三五—六年）、農業を集團化し、社會主義經濟を確立し、食料および生活必需品の生産と配給も第二次五カ年計畫によってようやく或る程度の成果をあげたことと併行して、現行價格制度が確立したのである。

國家小賣價格は、單一價格であると、さきにのべたが、小賣される商品によって、ソ同盟全體にわたって單一の價格を施行するものと、それぞれの地方を區切つて、當該地方内において單一の價格を施行するものがある。

前者を全同盟價格 *союзные цены* といひ、後者を地方價格 *поислые цены* といふ。全同盟價格をとるものは、食料および大量商品（すなわち、纖維、煙草製品、化粧品、茶、燃料、火酒など）であり、地方價格をとるものは、穀物、動植物油、肉類加工品、マーガリンなどである。

これらの價格の、價格形成については、あとでまとめてのべる。

食堂および旅館の小賣價格は、これを別に論じなければならぬ。これらの場所での小賣價格は、當該施設の價格からみて三種類にわけられ、販賣される商品の性質か

らみて、二種類にわけられる。

まず、食堂および旅館は、價格政策上、當該施設の性質からみて三種類にわかれる。第一種類は、レストラン、高級カフェ、國立劇場の食堂であり、第二種類は、旅館、大衆食堂および食堂、茶房、カフェであり、第三種類は、勞働者、勤務者、學生などを對象とする食堂企業の支店で、右の支店をおいている企業、機關、學校などから、場所、照明、暖房、水道、運搬用具などを無料で提供されているもので、具體的にいえば工場附設の食堂、クラブの食堂、學校の食堂などがそれにあたる。これらの種類別にしたがって、小賣價格の格付けが違い、第一種類にもっとも高く、第三種類にもっとも低く。

つぎに、食堂や旅館で賣られる商品の種類によって、小賣價格は異なる。第一は、全同盟價格または地方價格として統一小賣價格のある商品、たとえば、タバコ、マッチ、パン類などで、これは、右の統一小賣價格で賣られる。第二は、果物、菓子類、諸種清涼飲料水で、これは、卸賣價格に對して、第一種類の施設では二〇%、第二種類の施設では一〇%、第三種類の施設では五%が、

商業割増 *hakurika; Handelszuschläge* として加算される。茶、麥酒、火酒がコップ又は茶碗で賣られる場合は、それぞれの施設の性格に従って、價格差がつけられる。第三種類はこれらの施設で調理して出す料理で、これには、商品別及び施設種類別にきめられた國內商業省決定の最高價格の範圍内で小賣價格がきめられる。⁽¹⁰⁾

b 卸賣價格

國家卸賣價格 *roczystwennye otkrobye ceny; die staatliche Großhandelspreise* とは、基本的には、各産業部門の販賣センターが他の社會主義企業または商業機關にその商品を引渡す場合の、國營工業の供給者價格 *die Lieferpreise* である。⁽¹¹⁾

國家小賣價格と同じく、國家卸賣價格も、一つの統一價格である。というよりは、むしろ、國家卸賣價格の統一化と計畫化とが國家小賣價格の統一化と計畫化とのための基礎をなしている。——「社會主義工業における價格形成の最も困難な問題の一つは、工業商品の諸價格の統一化、すなわち、別々の企業で作出される、同一種類かつ同一品質の商品に對して一つの統一價格を決定する

ことである。⁽¹²⁾

それにもかかわらず、價格の計畫化と統一化の必要は、ソヴェート經濟制度と不可分に結びついている。この點を實證するものとして、一九四九年一月一日から實施されるにいたった、卸賣價格に關する改正をとりあげるこ
とができる。この改正によって、卸賣價格の統一性(同一商品に對する同一價格)が強化され、また各種商品の價格關係が改變され、全體として卸賣價格が勞働生産性の引上げや獨立採算制の遂行などにおいて果すべき役割が強化された。同時に、從來重工業に對して與えられていた補助金 *norma: die staatliche Subvention* が廢止された。⁽¹³⁾ ソヴェート政府が、經濟の平時化とともに、このような措置をとるにいたったのは、基本的な理由があるからであつて、その理由というのは、卸賣價格の統一性と生産性の引上げや獨立採算制の遂行との密接な關連性である。この點をややたちいって吟味しよう(第一表)。

右の例解において、A B C 三つの生産性の相異なる企業に、卸賣價格が統一的に與えられた場合、生産性が低

ソヴェート同盟の價格制度

第1表 原價と利潤の關係

(單位ルーブル)

	A企業	B企業	C企業
國定單一價格(取引税を含む卸賣價格)	100	100	100
原價 (a)	40	45	50
平均計畫原價	45	45	45
平均利潤 (10%)	4.5	4.5	4.5
取引税額	50.5	50.5	50.5
取引税を除いた卸賣價格	49.5	49.5	49.5
實際利潤 (b)	9.5	4.5	-0.5
$\frac{b}{a}(\%)$	23.75	10.0	-1.0

資料 Hans Langer, Das Preissystem der Sowjetunion, Berlin 1953, S. 30.

註 ゴチでない部分は、國家によつて國定され、各企業の自由とうごかせない部分、ゴチック活字の部分は、各企業が自由に動かさうる部分。

く實際の原價が高い企業は、生産性が高く實際の原價が低い企業よりも實際利潤が少く、場合によっては損失を招くことが示されている。この場合、右の企業に補助金

も與えられず、統一的な卸賣價格に例外も認められないとすれば、右の企業に残された道は、原價の引下以外にはない。このようにして、統一的卸賣價格と獨立採算制とは、生産性の引き上げを、各企業に強制する手段となっている。

價格の構成諸要素は、あとでとりまとめて略述するが、卸賣價格の種別に關して取引税が問題となるので、この點だけちよつとふれておこう。大部分の生産財に對しては、取引税が賦課されない。したがって、石炭、木材、化學製品、機械類等においては、卸賣價格は、原價と企業利潤との和であつて、取引税および元賣機關のための割増を含まない⁽¹⁴⁾。また、セメント、冶金業の製品は、取引税を含まないが、元賣機關の費用および利潤を含む⁽¹⁵⁾。前のグループにおいては、企業そのものが直接に製品をひきわたすために、元賣機關のための割増は不要であるのに對して、セメント業、冶金業においては、右の産業部門の元賣機關が集荷と部門の外への販賣とをひきうけるために、その費用が加わるわけである。(これを部門の卸賣價格 *оптовые цены промышленности* とする。これ

についてはすぐあとでべる。)

生産手段のうちの石油⁽¹⁶⁾と、消費手段全部に對しては、取引税が課せられる。したがって、これらの製品においては、卸賣價格は、原價、企業利潤、取引税、元賣機關の費用および利潤の和である。

取引税が賦課されず、また、部門單位の集荷がなされず、企業が自ら他企業に商品を卸賣販賣する商品においては、企業の卸賣價格 *оптовые Цены предприятий; die Fabrikgroßhandelspreise* と部門の卸賣價格 (あるいは工業の卸賣價格) *оптовые цены промышленности; Industrie-großhandelspreise* との區別はな⁽¹⁷⁾。(例、石炭、木材、化學製品、機械類)しかし、取引税が賦課されたり(例、石油、消費財の全部)、また、部門單位の集荷がなされ、そのうえで卸賣される商品(例、セメント、金屬類)においては、右の二つの區別が必要となる。

何れにせよ、この場合に基本となるのは企業の卸賣價格であるが、この、企業の卸賣價格によつて生産品の計畫的決定が行われる。——「工業の生産量⁽¹⁸⁾は、企業の卸賣價格および現物單位によつて計畫される。」

第2表 1950年7月1日
の卸賣物價引下げ措置
における引下率

	1949年1月1日現在の物價 に対する%
鐵鑛	20
普通鋼	37—47
壓延鉄及び鋼	15—50
人造セシイ	10
化學製品	20
セメント	20
ベンジン	20
機械および設備	20—30
鐵道運賃	10—40
河川運賃	15—25
自動車運賃	8
荷車運賃	12

資料 Hans Langer, Das Pre-
ssystem der Sowjetuni-
on, Berlin 1953, S. 68.

下げは、國家卸賣價格の引き下げを基礎として、
が推察される。後者は、卸賣價格を構成する諸要素の引

ソヴェート同盟において、一九四七年以後一九五四年
現在で前後七回の國家小賣價格の引下げがあったこと
は、既にこれを論じた。⁽¹⁹⁾ 卸賣價格について、これを見る
と、一九五〇年一月一日に、金屬、化學製品、建設材料、
木材および木製品、機械類に對する卸賣價格および鐵道
運賃の引下げがおこなわれた。一九五〇年七月には更に
廣汎な引下げが行われ（第二表）、一九五一年三月一日に
は、輕工業および食料品工業の生産物の卸賣價格が引下
げられた。⁽²⁰⁾ これらを一貫的に見れば、國家小賣價格の引

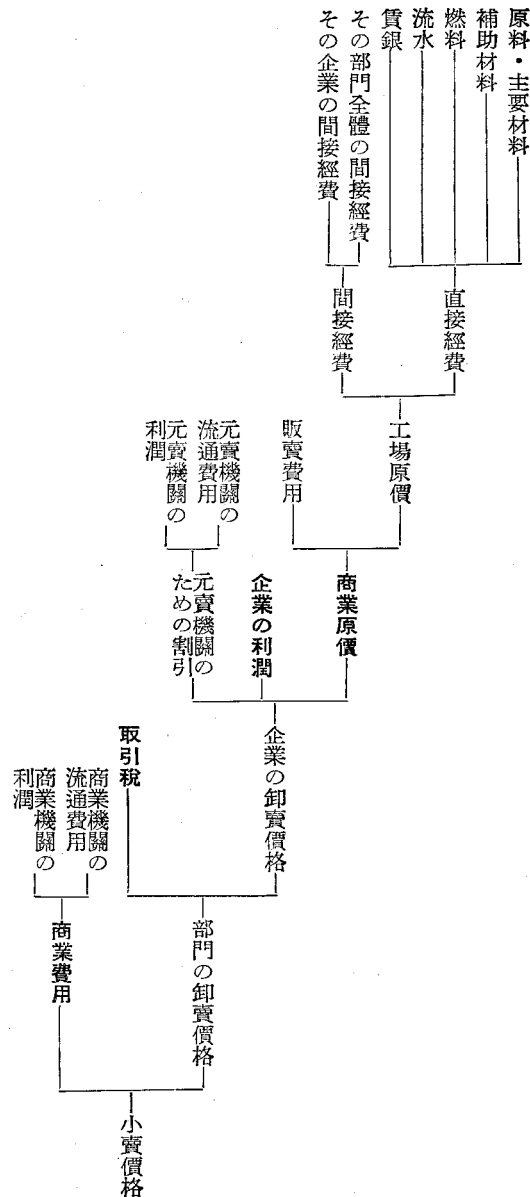
第1圖 國家小賣價格の構成

原料・主要材料 補助材料 燃料 流水 賃銀	直接 經費	工場 原價	1 商業 原價	企業 の卸賣 價格	部門 の卸賣 價格	小 賣 價 格
その部門全體の費用 その企業の費用	間接 經費					
販賣費用						
2 企業の利潤						
3 元賣機關の流通費用 元賣機關の利潤				元賣機關 のための 割引		
4 取引税						
5 商業機關の流通費用 商業機關の利潤					商業 費用	

資料 G. L. Rubinstein, B. I. Gogol, A. K. Kulikow, W. I. Moskwin:
Die Oekonomie des Sowjethandels. (Gesamtredaktion M. M. Lifiz)
Berlin 1953, S. 544

き下げ（たとえば、原價の引下げ、取引税の輕減等）に
よって始めて可能となる。

第2圖 國家小賣價格の構成(説明表)



(2) 價格の構成要素

國家小賣價格の構成は、第一圖で示すとおりである。いまこれを、別の形で解説的に示すと、第二圖のとおりである。

いま、現實の價格の設定過程を、ひとつの設例によつ

て、提示してみよう。さきにわれわれのあげた第一表(原價と利潤との關係)のなかで、卸賣價格と、利潤と取引税額とは國家によつて國定されることを示した。それらが、國定されれば、原價も事實上規定されたことになる。計畫原價と實際原價との差が、企業の超過利潤ないし損失となる。いまこれだけを前置きして、價格形成

つぎの諸點が注意さるべきであろう。——

原價 *ceбeтoчнocт; die Selbstkosten* については、

a 原價

第3表 價格の形成過程

計畫原價	866.40
企業の計畫利潤	45.60
取引税ぬき卸賣價格 (企業の卸賣價格)	912.00
取引税	228.00
取引税こみ卸賣價格 (部門の卸賣價格)	1140.00
商業費用	60.00
小賣價格	1200.00

資料 Hans Langer, Das Preis-
system der Sowjetunion, Be-
rlin 1953, SS. 16—17.

六六ループル
四〇カペイカ
を上廻れば、
實際利潤は四
五ループル六
〇カペイカを
下廻り、下廻
れば、その逆
となる。

を設例してみよう。ハンス・ランガーはつぎのような例をひいてゐる。——(1)小賣價格は一二〇〇ループル、(2)取引税は取引税こみ卸賣價格(部門の卸賣價格)の二〇%、(3)計畫利潤は取引税ぬき卸賣價格(企業の卸賣價格)の五%、(4)商業費用 *Handelsspanne* は小賣價格の五%と、それぞれ國定された。そのさうの價格計算はつぎのとおりである。(第三表)この場合、企業の實際原價が八

(1) 長期的にみれば、原價は卸賣價格の基礎であるが、價格計算の實際上の手續きにおいては、逆に、卸賣價格が原價の高さを規定する。

(2) 價格形成の場合、原價は、現實の諸原價をもとにしてでなく、計畫原價として一般的に決定される。

(3) ソ同盟經濟において、原價は低減傾向にあり、また、たえずおし上げられている。

スターリンは一九三一年六月二十三日、經濟活動家會議でおこなった演説「新しい情勢——經濟建設の新しい任務」*Новая обстановка——новые задачи хозяйственного строительства* のなかで、重工業とくに機械製作部門が、従來のように輕工業や農業部門からの收入にたよらずに、自己蓄積の資金をも見出さねばならないと説き、そのための資金源は、原價の引下げであることをのべている。⁽²¹⁾ 原價の引き下げが、利潤を増大し、したがってまた蓄積テンポを速める。したがって、原價のひき下げはソヴェート經濟にとって、常に、最重要な課題のひとつである。それと同時に、これがいかに困難な課題であるかは、第四表によっても、うかがい知ることができるであろう。

第4表 第2次
5カ年計畫
(1933—1937
年)における
原價引下計畫と
その実績との比較

(單位%)		
年次	計畫	実績
1933	1.5	0.5
1934	4.7	3.7
1935	6.7	4.1
1936	7.4	4.0
1937	8.2	0.1
合計	26.0	10.0

資料 Hans Langer:
Das Preissystem
der Sowjetunion.
1953. S.58.

原價引き下げの実績は、第二次五カ年計畫の諸年に、常に、計畫を下廻っていたのである。

はじめ、ソヴェート經濟全體の未發展性のために、工業は、農業部門および輕工業部門からの收入によって、擴大再生産が可能であった。これを、價格についてみれば、原價が卸賣價格よりも大であった。したがって、利潤はありえず、今日の取引税のごときものも勿論徴收しえなかった。原價が卸賣價格を上廻る部分は補助金によってまかなわれてきた。——「價格が計畫原價を下廻るとすれば、その差額を財政資金(國家の補助金)でうめる必要が生ずる。……補助金は、社會主義經濟の強力な工業基礎が建設された第一次五カ年計畫期および第二次五カ年計畫期初期において、重工業の發展のためにひとつの積極的な意味をもつていた。」⁽²²⁾一九三六年四月に、

「重工業および木材工業に對する國庫補助金制度」廢止に關する法令がでた。⁽²³⁾

一九四一年にはじまった戰時經濟は、ふたたび、この事情を變えた。「國家補助金は、戰爭經濟においても、生産手段の價格を戰前と同じに保つために必要であった。」⁽²⁴⁾この補助金制度が再び廢止されたのは、一九四九年から五〇年へかけてである。⁽²⁵⁾ここではじめて、卸賣價格の構成要素としての原價と利潤との關係は、獨立採算制の原則とも一貫性を有し、重工業・輕工業ともに同じ性格のものとなった。(但し取引税については、重工業と輕工業とは事情が異なる。)

b 利潤

利潤 *прибыль*: der Gewinn は、取引税 *налог с оборота*: die Umsatzsteuer; turn-over tax とならんで、社會的純所得 *чистый доход общества* を成し、したがってまた、取引税とともに蓄積 *накопления* 擴大再生産の源泉である。⁽²⁶⁾(これらは、從來「剩餘生産物」とよばれていたものにあたる。)

蓄積フオンドとしての利潤が、取引税と異なる點は、

後者が、國家による集中的蓄積の手段となり、ソ同盟經濟における役割も大きいのに對して、前者は、各個別企業の自己投資の源泉であるが、從來においては、ソヴェート經濟におけるその役割は必ずしも大きくなかったことである。⁽²⁷⁾

右の一般的な規定を考慮しつつ、各企業による利潤の用途別を見れば、つぎのとおりである。——(1) 企業の自己投資。(2) 企業の流通手段の増加。(3) 擴張乃至起業費用。(4) 計畫的損失の填補。(5) 企業長基金へのく⁽²⁸⁾りいれ。

自己投資のためには、利潤の二〇—二五%が使用され、流通手段増大のためには約六〇%までもが使用される。

計畫利潤のうち企業長基金 *фонд руководителя; Direktorfond* へく⁽²⁸⁾りいられる部分の比重は、業種によって異なり、工業では一—五%、商業では一%、建設では二%、農業補助の諸企業（たとえばエム・デー・エス）では二・五%である。⁽²⁸⁾

さらに、ソヴェート經濟における利潤の機能について一般的のべたことは、利潤額の決定について考察する

ソヴェート同盟の價格制度

場合にも顧みられなくてはならない。企業の利潤は、計畫利潤として國定されて示されるのであって、結果的にいえば、社會的純所得から相當多くの部分が中央政府に取り去られたあとに、ある一定率の利潤が残されることとなる。

ソヴェート工業における利潤率 *уровень прибыли* は、つぎのように計算される。——いま、取引税ぬきの卸賣價格（企業の卸賣價格）で表示された生産額が一〇五〇萬ルーブル、原價が一〇〇〇萬ルーブルであるとすれば、利潤は五〇萬ルーブルとなる。利潤率はその際

$$\frac{10,500,000 \text{ ルーブル} - 10,000,000 \text{ ルーブル}}{10,000,000 \text{ ルーブル}} \times 100 = 5\%$$

となる。⁽²⁹⁾

原價の引下げと利潤率との關係についていうと、「利潤の増加率は生産物の原價の引下率を上廻り、したがって、また利潤率は利潤よりも上昇率が大きい。」⁽²⁹⁾ すなわち、さきの例について原價が一〇%さがつたと假定すれば、利潤の量は、

$$10,500,000 \text{ ルーブル} - (10,000,000 \text{ ルーブル} \times$$

$$\frac{100-10}{100} = 1,500,000 \text{ルーブル}$$

となり、三倍となる。そのさい利潤率は、

$$\frac{10,500,000 \text{ルーブル} - 9,000,000 \text{ルーブル}}{9,000,000 \text{ルーブル}} \times 100 = 16.7\%$$

となり、以前の三・三倍以上となる。⁽⁶⁾

c 取引税

取引税 *налог с оборота; die Umsatzsteuer; turn-over tax* については、私は、既に一文を草している（『同盟経済における蓄積』『経済研究』五の四號）。ここでは、私の意圖した基本的問題（蓄積における取引税の役割）は充分に解決されていない。取引税については、やはり、別に一文を書いて、右の拙稿に提示された問題意識と共に、詳細にこれを論すべきであろう。他日を期したい。

d 商業費用

商業機關は商品を部門の卸賣價格でうけとり國家小賣價格で販賣する。前者と後者との差は、商業費用 *торговая наценка; Handelsspanne* である。商業費用によつ

て、商業機關は流通費用 *издержки обращения* を賄ひ、また自己の純所得 *чистый доход*（すなわち利潤 *прибыль*）をうけいれる。商業費用は、國家小賣價格にたいする一定比率の割引 *скидка* として算出されるが、若干の場合には、卸賣價格にたいする割増 *наценка* としても、算出される。⁽⁸⁾

(4) Л. Майзельберг, Ценообразование в народном хозяйстве СССР, 1953, стр. 149

(5) Hans Langer, Das Preissystem der Sowjetunion, Berlin 1953, S. 16.

(6) Hans Langer, a. a. O. SS. 41—43.

(7) Hans Langer, a. a. O. SS. 92—93. — 配給制期は、第一回が一九二八—一九三四年、第二回が一九四一—一九四七年、の二回であった。一九四一年以後の第二次世界大戦期における配給制とその廢止、國家小賣價格の引下げについては、拙著『ソ連邦の經濟』（岩波書店一九五三年）五四—五七頁、一六八—一七六頁、および、『ソ連邦の經濟論』（勁草書房一九五四年）一四〇—一五三頁、参照。

(8) Академия наук СССР, Политическая экономия, Уч. ебник, 1954 г., стр. 512.

(9) G. L. Rubinstein, B. I. Gogol, A. G. Kulikov, W.

I. Moskwins: Die Oekonomik des Sowjethandels, (Gesamtredaktion M. M. Lifz.) Berlin 1953. SS. 547—8.

(但し、本書の原文はロシア語で一九五〇年の出版にかか
るものである。——Проф. Г. Л. Рубинштейн, доц. Б. И.
Гоголь, доц. А. Г. Куликов, доц. В. И. Москвин, под
редакцией проф. М. М. Лифица. Экономика советской
торговли. Москва 1950 г.)

この原文が入手できないので、以下の引用は、すべて、
右のドイツ譯本による。

- (10) G. L. Rubinstein et al., a. a. O. S. 548.
- (11) См. Л. Майзенберг, там же, стр. 93.; Vgl. Hans
Langer, a. a. O. S. 50. — 農業製品の卸賣價格について
は、あとで取扱う。
- (12) G. L. Rubinstein et al., a. a. O. S. 551.
- (13) Hans Langer, a. a. O. SS. 60—67.
- (14) Л. Майзенберг, там же, стр. 93.
- (15) Л. Майзенберг, там же, стр. 94.
- (16) Л. Майзенберг, там же, стр. 94.
- (17) Л. Майзенберг, там же, стр. 94. — この區別は、以
前には、引渡價格 отпускные цены (企業の卸賣價格に
相當する) と元賣價格 (部門の卸賣價格に相當し、これを
оптовые ценыと呼んでいた。)として現われていた。
(内閣總理大臣官房調査室編『ソヴェート年鑑 一九五
四年版』日刊労働通信社 一九五四年 二〇五頁、参照。)

ソヴェート同盟の價格制度

- (18) G. L. Rubinstein et al., a. a. O. S. 551.
- (19) 註(7)、参照。
- (20) Hans Langer, a. a. O. S. 68.
- (21) И. Сталин, Сочинения, т. 13, сс. 74—76, 77—78
(大月書店版『スターリン全集 第一三卷』九三—九五、
九六—九七頁。)
- (22) G. L. Rubinstein et al., a. a. O. S. 551.
- (23) 安平哲二「ソ聯經濟に於ける價格制度」『經濟學論
集』一一の九號(一九四一年九月)九七〇頁、参照。
- (24) G. L. Rubinstein et al., a. a. O. S. 551.
- (25) G. L. Rubinstein et al., a. a. O. S. 551. — この
點は、すでに、IIの(1)の(b)卸賣價格の項で、略述した。
- (26) См. Политическая экономия. Учебник. стр. 473
— 476. なお、拙稿「ソ同盟經濟における著積」『經濟研究』
五の四號 二七三頁、参照。
- (27) その點を、私は、既にのべた。前掲拙稿「ソ同盟經濟
における著積」二七一、二七三、二七四頁参照。
- (28) Hans Langer, a. a. O. S. 23.
- (29) Л. Майзенберг, там же, стр. 72.
- (30) 紙數の關係上、これ以上の説明を省略したい。 —
См. Политическая экономия. Учебник. стр. 513; Л.
Майзенберг, там же, стр. 84—92; Hans Langer, a.
a. O. SS. 34—37; G. L. Rubinstein et al., a. a. O.
SS. 565—578.

III 農業製品の價格

ソヴェート同盟において、農産物の商品化は、つぎの五つの徑路をとつておこなわれる。——(1) 機械トラクター常置所の作業に對する現物支拂 (Гарантированная МТС)。 (2) コルホーズから義務納入される農産物を國家が調達する方法。(3) 國家とコルホーズのあいだに締結された契約にもとづく、主として加工用作物の豫約買付制による調達方法。(4) 協同組合や國家機關への餘剩農産物の任意的な販賣。(5) コルホーズ商業による販賣⁽³¹⁾。

義務納入 обязательные поставки; die Pflichtlieferungen とは、一九三三年度産の穀物についてまず施行せられ、一九四〇年以後、その範圍が擴大され各種の農畜産物に施行せられ、またその規定に大きな改正が施されて今日にいたっている制度で、農産物の生産者が義務としてその生産物を國家へ賣却する制度である。その賣却量は義務納入ノルマ норма обязательных поставок として決定され、そのさい國家が生産者へ支拂う價額の計算基礎となるものが調達價格 закупочные цены;

die Beschaffungspreise である。

豫約買付制 контрактация; das Kontraktssystem とは、現在では主として、工藝作物についておこなわれている制度で、工藝作物の生産者と調達機關の間に豫め結ばれた契約にしたがつて、農産物が右の調達機關に引渡される。現在のように殆んどすべての工業が國營となつた場合においては、工藝作物を栽培しているコルホーズ(または個人農)は、國家の調達機關に買いつけてもらうことがなければ、その製品を賣却することはできない。この場合の價格をも調達價格という⁽³²⁾。

右の義務納入と豫約買付とを併せて國家調達 закупочная; staatliche Beschaffungen といふ、そのさいに適用されるのが、さきにものべたように、調達價格 закупочные цены; die Beschaffungspreise であり、さきの(4)の場合を買付 закупка といふ、その場合に適用される價格が買付價格 закупочные цены; die Aufkaufpreise である。さきの(5)の場合には、コルホーズ市場價格(または自由價格)が現われる。

(1) 調達価格、買付価格および
農産品の卸賣価格

a 調達価格

義務納入の場合の調達価格と、豫約買付制の場合の調達価格とは、調達価格がコルホーズの經營に對して果す機能において、根本的にことなっている。後者は、主として、工藝作物についてのものであるが、現在ソ同盟では、工業はほとんど全部國營であり、したがって工藝作物の買手は獨占的に國家である。したがって、農産原料に對する調達価格ないしそれとは別の生産費の填補形態（『オートヴァーリヴァニエ』⁽³⁵⁾）は、工業原料の生産を専門的におこなうコルホーズの全所得および擴大再生産の條件を全面的に決定するのである。⁽³⁶⁾ところが、前者については、調達価格による賣却は、單に、コルホーズの所得の一部分をなすにすぎず、コルホーズの全所得および擴大再生産の條件は、調達価格（および義務納入ノルマ）の他に、買付価格、コルホーズ市場價格などによつても規定される。⁽³⁷⁾

ソヴェート同盟の價格制度

調達価格は、内閣によつて決定される。⁽³⁸⁾それは、通常、地域別の統一價格として示されるが、一地方にだけ產出するような作物（たとえば茶）については、地域別でない、ただひとつの、調達價格が示される。⁽³⁸⁾

調達價格の地方別の格差は、マホルカの場合は一對一・八、甜菜については一對二・八、⁽³⁹⁾ジャガイモの場合、一對四というようになっているが、この地方別格差は、農産物の需給關係を勘案して、輸送の無駄や需給の混亂などを防ぐ目的で、與えられているのである。⁽³⁸⁾

調達價格は、また、品質によつても、格差がつけられている。たとえば、長纖維性の棉花は五〇—一〇〇%、芳香性の煙草は二五—五〇%、良質の白甘藍は五〇—七五%がた、通常規格品よりその調達價格が高價である。⁽³⁸⁾また同一種類の品目についても、品目により、いくつかの規格が與えられていて、それに應じて價格が異なる。たとえば、マホルカや茶については三つの、煙草については五つの規格がある。そのようにわかれていないものについても、品質に應じて値引きあるいは値上げを行う⁽³⁹⁾。これらはすべて、農業技術の引上げを目的とする措

置である。

第二次五カ年計畫期の初期にスターリンの首唱によって一連の工藝作物（棉花、亞麻、甜菜、マホルカ、煙草、茶その他）の計畫超過引渡分に對して、特別報償金 *специальная надбавка* が與えられた。⁽⁴⁰⁾ これはたとえばつぎの様な計算によつた。すなわち、煙草の葉について、計畫に對して一〇%の超過引渡分に對しては調達價格の五〇%の報償金、一〇—二五%の超過引渡分に對しては一〇〇%の報償金、二五%以上の超過引渡分に對しては二〇〇%の報償金、といふ。⁽⁴¹⁾

b 買付價格

買付價格もコルホーズ市場價格も、ともに、コルホーズが國家へ義務的に引渡したあとの剩餘を自由に處分する場合の價格である點においては、同一性質をもつが、後者が需要供給をもとにして決定されるのに對して、前者が國家によって決定される點において、異なる。また全體として、前者は後者を下廻っている。⁽⁴²⁾

買付價格とコルホーズ市場價格とは、互いに競合的な關係にたつ。コルホーズ市場價格がさがれば、コルホー

ズは、より多くの部分を買付價格で協同組合または國家機關に賣ろうとするであろう。その逆もまた妥當する。⁽⁴²⁾

c 農産品卸賣價格

調達機關および商業機關は買い付けた穀物を卸賣價格 *оптовые цены; die Großhandelspreise* で賣却する。農産品の卸賣價格は、調達價格または買付價格、特別報償金 *Premienzuschlag*、品質による値引きまたは割増 *Qualitätsab-oder-zuschläge*、運送費用の他に、調達機關または商業機關のつけとるべき價格割増 *Preisaufschlag*、商業費用 *Handelsspanne* を含む。後者のなかから、調達機關および商業機關の利潤がえられる。⁽⁴³⁾

(2) コルホーズ市場價格または自由價格

ソヴェート商業は、社會化商業（國營商業および協同組合商業）以外に、非社會化商業として、コルホーズ商業 *колхозная торговля; Kolchoshandel* をもっている。

そのことは、ソヴェート社會に、全人民的所有の國有關係とならんでコルホーズ的所有關係が残存していることから由來している。

コルホーズ商業は、コルホーズ制度の確立期に、一つの制度として確認された。一九三二年五月六日にソ同盟人民委員會議と全同盟共產黨（ボリシェヴィキ）中央委員會は、「一九三二年度收穫の穀物調達計畫と、穀物のコルホーズ商業の展開について」という決定を出し、そのなかで、コルホーズ商業を公認している。

この市場へ賣手として現われるのは、基本的には、(1)義務納入を果たしたあとのコルホーズおよび、(2)自己の宅地附屬地の産物と自己自身の家畜とを賣るところのコルホーズ農民であるが、附隨的には、(3)個人農および、(4)副業經營の産物を賣りに出す都市住民であり、買手として現われるのは、(1)消費者、特に都市住民、および、(2)自己の販賣網内で轉賣するために自由な買付を許された諸協同組合である。

したがって、ソヴェート國民の消費生活は、主として國營商店より國家小賣價格によって賣り出される諸商品によってまかなわれる以外に、そのごく一部分は、コルホーズ市場において、コルホーズ市場價格によって賣り出される農業製品によっても賄われるのである。したが

ソヴェート同盟の價格制度

ってわれわれは、ソヴェート價格體系の一部分として、コルホーズ市場價格 *die Preise der Kolchosmärkte* または自由價格 *die freie Preise* についても、若干の説明を與えなくてはならぬ。

『ソヴェート價格制度』の著者、ハンス・ランガーは、コルホーズ市場の本質をのべつつ、コルホーズ市場價格を、つぎのように規定している。「コルホーズ市場 *kolchosmarkt* の本質は、コルホーズおよびコルホーズ農民が、自分の農産物餘剰を自由にきめた價格で自分の裁量にもとづいて賣ることができる（自由市場）という點、および、この市場の價格は需要供給にいたがつて自由に形成することができるとある」。

彼は、この一句のなかで、つぎのことをいっている。

——第一に、コルホーズ市場價格は、國家小賣價格とちがつて、國家が規定した價格ではなく、自由な價格である。第二に、その價格は、コルホーズ農民の裁量（したがってその基礎には、生産物の生産費がある。）と需要供給によつてきまる。

コルホーズ市場は、だが、資本主義諸國においてみら

一橋論叢 第三十三卷 第一號

れるような、單なる自由市場ではない。そこには、投機者や仲買人がいない。⁽⁴⁸⁾それは、農業生産品について直接生産者と直接消費者のみが相對することをえる市場である。したがってまた、コルホーズ市場價格は、資本主義的な意味における自由な價格ではない。⁽⁴⁹⁾

それにしても、國家がコルホーズ市場に對して販賣量や價格を指定せず、コルホーズ市場價格が需要供給によつてうごくとするれば、それは全體としての計畫化や國家價格制度に對して危険を及ぼさないであらうか。この當然な疑問に對して次の三つの條件がその答を與える。⁽⁵⁰⁾

第一に、國家が、直接にコルホーズで市場の供給量を指定しないことは事實であるが、他方、國家は、エム・デー・エスをも含めて、ほとんど一切の生産手段を所有しており、その點から、コルホーズ市場の需給關係に影響を與えることができる。第二に、國家は中央集中的調達によつて農産物の大部分を所有している。第三に、したがってまた、組織商業は全消費物資の最大部分をその掌中に握っている。

第三の點についてややくわしく説明しよう。コルホー

ズ市場の範圍は一九三五—三六年に、穀物の三・四%、じゃがいもの二一・三%、野菜の一六・五%、牛乳および乳製品の三一・三%におよんだ。一九三九年には、その取引額は三〇〇億ルーブルであつたが、これは、生活手段の全供給量の二〇—二五%にあたつた。一九四〇年には小賣商業取引總額の一九・〇%を、一九五二年には右總額の一二・〇%を占めた。⁽⁵¹⁾

したがって、消費財、あるいは、食料品について、指導的な役割を果すのは、國家小賣價格であつて、コルホーズ市場價格ではない。⁽⁵¹⁾また、コルホーズ市場價格そのものは國民の貨幣所得と國營商業および協同組合商業の商品量とが均衡するときは國家價格に等しいか又はそれを稍下廻る。たとえば、戦前のパン、食肉、バターなどがそうであつた。しかし、地域的にまた時間的に商品供給に一時的な間隙がおこる場合には、自由價格は國家價格を少し上廻る。戦前の野菜、牛乳および乳製品がそうであつた。⁽⁵¹⁾

コルホーズ市場が現段階のソヴェート商業に與えている利點は、社會化商業が國民の給養を全面的に把んで行

く過程で、その及ばない點を、比較的少ない經濟的な費用で補っている點である。すなわち社會化商業の一次的乃至局所的な困難に對する一つのヴェンチレーターの役割を果すことである。コルホーズ市場が形成された直後がさうであつた。その困難が、かなり長期にわたり、また全國的規模に及んだときは、コルホーズ市場はその重要性をまし、コルホーズ市場價格は昂騰し、したがってまた、ソヴェート價格體系は混亂する。戦時中はその適例である。

コルホーズ市場價格の機能は、この意味においてその可動性と地方的規模の經濟的事情への適應性との故に、全國的にいかなる經濟狀勢が支配し、そのさいいかなる要因が働いているかを小さな規模で示す一つの「試験市場」Probemarkt の役割をはたしている。それによつて、コルホーズ市場は國民の給養の一つのパロメーターをなしている。

(31) 野々村一雄・郡島種典編『ソヴェート經濟の分析』(勁草書房 一九五四年)のなかの拙稿「社會主義から共產主義への漸次的移行」二九九頁、および、池田順昭「農業の

ソヴェート同盟の價格制度

制度」一一五頁以下、参照。なお、つぎをも参照されたい。
—Л. Майенберг, там же, стр. 191.

(32) 的場徳造「ソ連邦の農産物特に穀物の調達制度とその意義」『農業綜合研究』五の一號(一九五一年一月)一八五—一九六頁、参照。

(33) 『經濟研究』五の三號の拙稿のうち、調達價格および買付價格に對する説明(二一七頁)は、誤まりと不十分さがあつた。こゝで正しておく。なお、次を参照されたい。
—Политическая экономия. Учебник. стр. 491—3;
G. L. Rubinstein et al., a. a. O. S. 158; Л. Майенберг, там же, стр. 193.

(34) 調達價格および買付價格の現水準やそれに關連する諸事項については、『經濟研究』五の三號にのせた拙稿を見られた。

(35) 原語は *отоваривание*、獨譯して *Warenabgeltung* といわれている。從來、商品代價制度、商品交付制度と假譯されている。一九三〇年以來國營工業とコルホーズとの間におこなわれてきた工藝用作物の一種の豫約買付制度で、農産品の代價が貨幣だけではなく、農村の必要とする工業製品で支拂われた。オトヴァーリヴァニエに、スターリンが與えた意味づけについては、彼の『ソ同盟における社會主義の經濟的諸問題』Экономические проблемы социализма в СССР (一九五二年)を見られた。

(36) Л. Майенберг, там же, cc. 193—194.

一橋論叢 第三十三卷 第一號

- (37) Л. Майзнер, там же, сс. 194—195.
 (38) G. L. Rubinstein et al., a. a. O. S. 559.
 (39) G. L. Rubinstein et al., a. a. O. SS. 559—560.
 (40) 'ライゼンシュタインによれば'一九三五年に棉花に對して與えられたのはじめで、漸次他の工業作物に及ぼされたものである。(Л. Майзнер, там же, стр. 196)
 (41) 'この率は' G. L. Rubinstein et al., a. a. O. SS. 560—61. 'に於て' 'は' Л. Майзнер, там же, сс. 196—198; Hans Langer, a. a. O. S. 75. 参照。
 (42) Л. Майзнер, там же, стр. 195.
 (43) G. L. Rubinstein et al., a. a. O. S. 563.
 (44) Постановление Совета Народных Комиссаров СССР и Центрального Комитета ВКП(б) от 6 мая 1932 года «О плане хлебозаготовок из урожая 1932г. и ра-звёртывании колхозной торговли хлебом»——この決定は『トラクタ』の一九三二年五月七日號に掲載された。(Сталин, Сочинения, т. 13, стр. 393. 大月書店版『スターリン全集』第十三卷 四一五頁)
 (45) G. Rubinstein et al., a. a. O. S. 356.
 (46) Hans Langer, a. a. O. S. 81.
 (47) Hans Langer, a. a. O. S. 81. (傍點引用者)。
 (48) 'スターリンは'一九三三年一月七日に黨の中央委員會、中央統制委員會合同總會で、'つぎのように'のべている。
 「われわれは、この數年間に個人商人、商業者、あら

ゆる種類の仲買人をも、商品流通から完全に驅逐することができた。もちろん、だからといって個人商人や投機師が、隔世遺傳の法則によつて商品流通のなかにふたたびあらわれ、この點で彼らにもつとも有利な分野であるコルホーズ商業を利用するという可能性がなかったわけではない。そればかりでなくコルホーズ農民自身がときとすると投機をはじめかねないのである。……だが、このような不健全な現象にたいしては、わが國には投機の禁止と投機師の處罰の措置について、ソヴェート權力がきいきん制定した法律がある。もちろんご存じのように、この法律はとくに寛大に失するところのものではない。」(Сталин, Сочинения, т. 13, стр. 204 邦譯二二八頁) 'スターリンが'こゝに'ついている法律とは、一九三二年八月二十二日のソ同盟中央執行委員會および人民會議の決定「投機にたいする闘争について」(Постановление Центрального Исполнительного Комитета и Совета народных Комиссаров Союза ССР от 22 августа 1932 года «О борьбе со спекуляцией」(『トラクタ』一九三二年八月二三日)である。戦時中には社會化商業の指導性が弛み、この禁止された投機が、かなりの程度に廣がった。

- (49) G. Rubinstein et al., a. a. O. S. 357.
 (50) Hans Langer, a. a. O. S. 82.
 (51) Hans Langer, a. a. O. S. 83.

(一橋大學助教授)